

第 4 2 号議案

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 6 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

元号を改める政令の施行に伴い、関係条例の整備をする必要がある。

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(中野区職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 中野区職員の退職手当に関する条例(昭和32年中野区条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(中野区立公園条例の一部改正)

第2条 中野区立公園条例(昭和33年中野区条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成36年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

(中野区行政財産使用料条例の一部改正)

第3条 中野区行政財産使用料条例(昭和39年中野区条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成36年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

(中野区立体育館条例の一部改正)

第4条 中野区立体育館条例(昭和45年中野区条例第15号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成36年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

(中野区介護保険条例の一部改正)

第5条 中野区介護保険条例(平成12年中野区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(中野区区民活動センター条例の一部改正)

第6条 中野区区民活動センター条例(平成23年中野区条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「平成36年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

(中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年中野区条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第6項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(中野区産業振興センター条例の一部改正)

第8条 中野区産業振興センター条例(平成25年中野区条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成36年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

(中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年中野区条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年中野区条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第10項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年中野区条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

(中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年中野区条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(中野区障害者福祉手当条例及び中野区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 中野区障害者福祉手当条例及び中野区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例(平成30年中野区条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成31年8月」を「令和元年8月」に改める。

(中野区児童育成手当条例及び中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第14条 中野区児童育成手当条例及び中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成30年中野区条

例第 4 7 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 3 1 年 6 月」を「令和元年 6 月」に改める。

附則第 3 項中「平成 3 2 年 1 月 1 日」を「令和 2 年 1 月 1 日」に改める。

(中野区介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 5 条 中野区介護保険条例の一部を改正する条例(平成 3 1 年中野区条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(中野区立公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 6 条 中野区立公園条例の一部を改正する条例(平成 3 1 年中野区条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち附則第 7 項の改正規定中「平成 3 2 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改める。

附則第 1 項第 3 号中「平成 3 1 年 9 月 1 日」を「令和元年 9 月 1 日」に改め、同項第 4 号中「平成 3 2 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。